（案）

|  |
| --- |
| （令和３年度） |
| 羽生市中小企業等信用保証料補助金 |
| 申請要領 |

|  |
| --- |
| 令和３年７月  羽生市役所商工課 |

１　事業の目的

　市内の事業者がセーフティネット保証認定（４号認定・５号認定・危機関連保証）を受け、埼玉県制度融資等による融資を受けた際に埼玉県信用保証協会に支払った信用保証料を補助し、事業者の負担軽減を図るものです。

２　補助対象

　以下の要件全てに該当する方が対象になります。

　（１）　市内に事業所がある中小企業、小規模事業者

　（２）　セーフティネット保証認定（4号認定・5号認定・危機関連保証）を受け、令和３年３月１日から同年１２月２８日までに埼玉県経営安定資金または埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金の融資により、埼玉県信用保証協会に対して信用保証料を支払った中小企業、小規模事業者

　（３）　市長が定める中小企業振興のための各種近代化等資金貸付制度要綱に基づいて、融資機関が中小企業者に対して、貸し付けた融資を受けた者

　（４）　羽生市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当していない者

３　対象経費

　埼玉県信用保証協会に支払った信用保証料

４　補助金額

　（１）補助率

　設備投資に関する融資　補助率１０／１０

　運転資金に関する融資　補助率２／３

　（２）補助額

　上限１０万円

　　※補助金の交付は、１事業所１回のみです。また、申請は１０万円に達するまで可能です。

また、予算額（３００万円）が上限に達した時点で受付を終了いたします。あらかじめご了承ください。

５　補助金の申請方法

　補助金の交付を希望する事業者は、次の書類を作成し、必要書類を揃えて申請期間内に羽生市役所　商工課まで郵送又は持参にて提出してください。

　（１）　必要書類

　　①　羽生市中小企業等信用保証料補助金交付申請書兼請求書

（様式第１号）

　　②　融資契約書の写し

　　③　埼玉県信用保証協会が発行する信用保証決定額が分かる書類の写し

　　④　信用保証料の支払が確認できる通帳の写し

　　⑤　振込先口座の通帳の写し（表紙＋表紙をめくったページ部分の写し）

　　※書類に不備がある場合、訂正・再提出を求めることがあります。

　（２）　申請期間

　　令和３年７月１日（木）～令和３年１２月２８日（火）

　　※当日消印有効

６　補助金の交付決定

　申請書類の審査の結果、補助金を交付する旨の決定をしたときは、羽生市中小企業等信用保証料補助金交付決定通知書（様式第２号）を送付いたします。

　　※申請書類の審査の結果、申請内容が適正と認められないときは、申請を却下することがあります。

７　補助金の振込

　交付決定通知書が送付された後、市から通知書に記載された額の補助金を振込みます。振込につきましては、交付決定通知書送付後、２～３週間を目安に振込を予定しています。

　※申請書類の審査によって、振込時期が前後することがございます。

８　補助金の申請についての宛先

　〒３４８－００５８　羽生市中央３－７－５

　羽生市役所　商工課　宛

　※封筒には「羽生市中小企業等信用保証料補助金関係書類」と記入してください。

９　関係書類について

　申請書等の提出書類につきましては、市ホームページからダウンロードできるほか、商工課（市民プラザ）、市役所で配布します。

１０　問合せ先

　羽生市役所　商工課

　電話０４８－５６０－３１１１（直通）

MAIL　[shoukou@city.hanyu.lg.jp](mailto:shoukou@city.hanyu.lg.jp)

　問合せ時間　平日午前８時３０分～午後５時１５分

　（土日祝日の問い合わせは、翌平日に回答いたします。）

１１　変更の届出について

　補助金の交付を受けた事業者が、次のいずれかに該当するときは、羽生市中小企業等信用保証料補助金交付申請内容変更届出書（様式第３号）を市長に提出することになっています。

（１）　商号等（法人にあっては商号及び代表者氏名、個人事業主にあっては氏名）に変更があったとき。

（２）　所在地（個人事業主にあっては、住所）に変更があったとき。

（３）　融資期間に変更があったとき。

（４）　事業承継等（個人事業主にあっては、相続等）があったとき。

１２　補助金の返還について

補助金の交付を受けた事業者が、最終約定期限前に融資を完済し、保証協会に支払った信用保証料の一部が返戻されたときは、羽生市中小企業等信用保証料補助金返納申出書（様式第４号）を市長に提出し、当該返戻額を市に返納することになっています。